

和歌山工業高等専門学校規則の種類及び制定等に関する規則

平成 28 年 10 月 20 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における規則の種類、定義、制定（改廃を含む。）手続及び形式等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において、「法令等」とは学校教育法、学校教育法に基づく政令及び法令等をいう。

2 この規則において、「諸規則」とは第 3 条各号に掲げるものの総称とする。

(諸規則の区分)

第 3 条 本校における規則の種類は、学則、規則、規程、細則及び要項とし、次の各号により区分する。

- 一 学則 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11）第 4 条に規定する事項
- 二 規則 学生準則及びその他本校の管理運営、教育研究に関する重要事項
- 三 規程 学則、規則又は法令等に基づき、若しくはこれらを実施するため必要な事項
- 四 細則 学則、規則又は規程を実施するため、必要な細目等
- 五 要項 学則、規則又は規程等に定めのない事務運営等に必要な事項

(制定手続)

第 4 条 本校における諸規則は、運営委員会の議を経て、校長が定める。

2 前項の規定にかかわらず、諸規則を改正する場合で、次の各号の一に該当するときは、運営委員会における議を省略して定めることができる。

- 一 法令、上位規則等の改正に基づく法令、規則名等の名称変更又は適用条項の変更に伴う形式的なもの
- 二 組織又は職名の変更に伴い形式的な変更を行うもの
- 三 字句の整備に伴うもの
- 四 事務執行上の手続で軽微な変更に伴うもの
- 五 その他改正内容が軽微であると校長が認めたもの

3 諸規則の制定に当たっては、必要に応じて関連委員会等において協議を行うものとする。

4 専攻科に係る学則等の改正については、改正の必要が生じる年度の前年度の 9 月末日までとする。

5 制定改廃した諸規則に係る事務を所掌する課の長は、当該諸規則の成文を総務課長に提出するものとする。

(題名及び形式)

第 5 条 諸規則の題名には、番号と和歌山工業高等専門学校を冠し、原則として末尾に区分名を付すものとする。

2 諸規則の形式は横書きとし、条文等の体裁は法令作成の例によるものとする。

(周知)

第6条 諸規則を制定したときは、適切な方法により周知するものとする。

(内規等への準用)

第7条 本校における内規、申合せ等のうち、重要なものについては、この規定の定めに基づいて取扱うものとする。

(事務)

第8条 諸規則の制定改廃に関する総括事務は、総務課において行う。

(雑則)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成28年10月20日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に存続する諸規則は、その題名等にかかわらず、この規則の定める手続により学則、規則、規程、細則又は要項として定められたものとみなす。